

土木工事共通仕様書 附則 新旧対照表

改正前（令和 7 年 2 月）	改正後（令和 7 年 4 月）	備考欄
《P. 16》 1－1－3 2 交通安全管理 1. 交通誘導警備員 受注者は、当該工事に交通誘導警備員を配置する必要がある場合、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年 11 月 18 日国家公安委員会規則第 20 号）に基づく交通誘導警備検定合格者（1 級又は 2 級）を規制箇所毎に 1 名以上配置しなければならない。 ただし、同規則第 2 条の規定により、各公安委員会が必要と認める路線・区間以外で、所轄警察署等との打合せの結果、交通誘導警備検定合格者（1 級又は 2 級）以外の配置を認められた場合は、この限りではない。 2. 交通誘導警備検定合格証 受注者は、交通誘導警備検定合格証の写しを監督職員に提出するものとする。 3. 通行許可の確認 受注者は、一般的制限値を超える車両（車両制限令第 3 条）の道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可の確認において、以下の資料を監督職員に提出し確認を受けなければならない。 ①工計画書に一般的制限値を超える車両を記載 ②出発地点、走行途中、現場到着地点における写真（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真） ただし、走行途中の写真撮影が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略できる ③通行許可証の写し ④夜間通行が条件の場合は、車両通行記録計（タコグラフ）の写し	《P. 16》 1－1－3 2 交通安全管理 1. 交通誘導警備員 受注者は、当該工事に交通誘導警備員を配置する必要がある場合、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年 11 月 18 日国家公安委員会規則第 20 号）に基づく交通誘導警備検定合格者（1 級又は 2 級）を規制箇所毎に 1 名以上配置しなければならない。 ただし、同規則第 2 条の規定により、各公安委員会が必要と認める路線・区間以外で、所轄警察署等との打合せの結果、交通誘導警備検定合格者（1 級又は 2 級）以外の配置を認められた場合は、この限りではない。 2. 交通誘導警備検定合格証 受注者は、交通誘導警備検定合格証の写しを監督職員に提出するものとする。 3. 通行許可の確認 受注者は、一般的制限値を超える車両（車両制限令第 3 条）の道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可の確認において、以下の資料を監督職員に提出し確認を受けなければならない。 ①工計画書に一般的制限値を超える車両を記載 ②出発地点、現場到着地点における写真（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真） ③通行許可証の写し ④夜間通行が条件の場合は、車両通行記録計（タコグラフ）の写し	